

災害時応急対応業務標準化等の進め方（案）

1 災害時応急対応のねらい

<災害時応急対応の課題>

- 関係機関ごとに災害時応急対応の方法が異なり、業務支援に支障がある
- 災害時応急対応の経験が蓄積されない、実務経験が不足する（ぶっつけ本番）
- 目標管理型の計画にもとづく対応が不十分

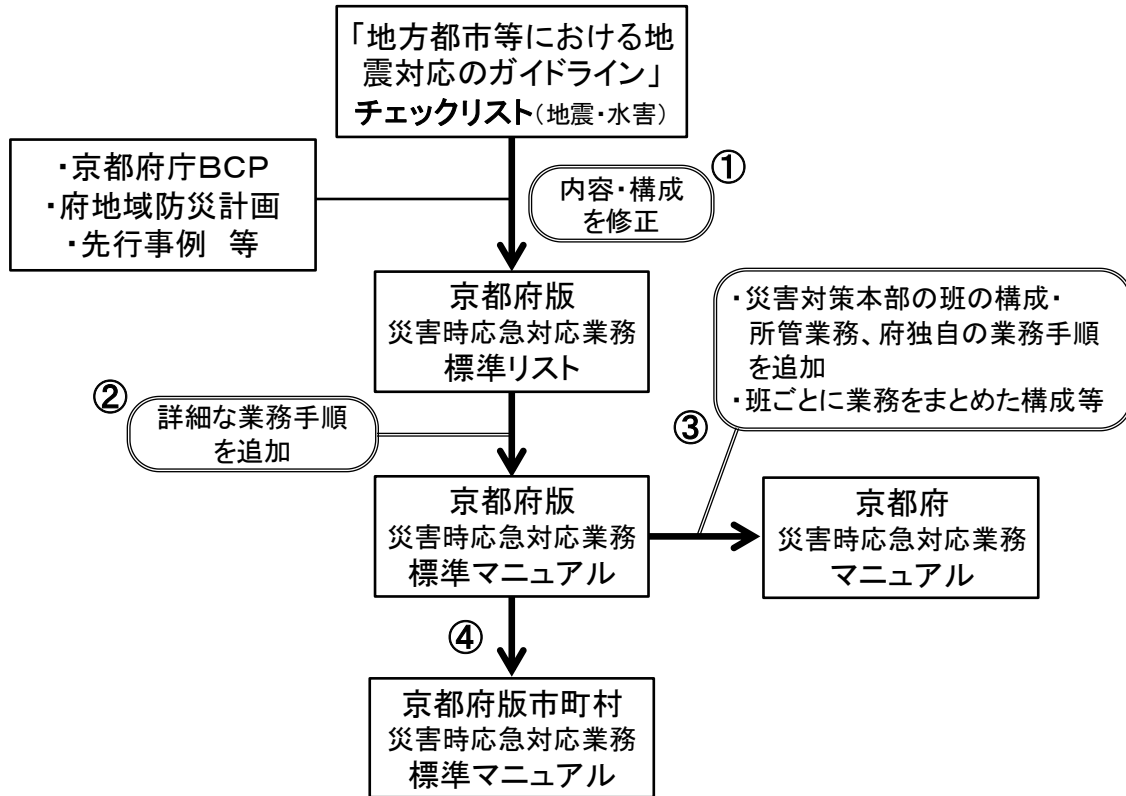
<課題解決のポイント>

- 災害時応急対応の標準化
 - ・ 経験の蓄積を図る
 - ・ すべての機関が同じ仕組みを使うことで協働を可能とする
 - ・ 定型化されていない業務に意思決定者が専念できる
- ▶ 府の応急対応業務マニュアル、市町村の応急対応業務に係る標準マニュアルを作成し、災害時応急対応業務の標準化を進めることで、危機管理体制の充実・強化を図る
 - ※ 特に、行政が普段実施していない業務を優先的に検討
 - 優先度の高い業務：災害対策本部運営、避難所運営（避難者支援）、物資輸送（地域防災の見直し部会（H30.5.18）、防災会議（H30.6.8）にて議論し選定）

2 マニュアルの作成方針

- (1) 標準的な災害時応急対応のためのガイドラインとして内閣府が作成している「地方都市等における地震対応のガイドライン」（H25.8）の「災害対応のチェックリスト」（H30に地震版・水害版が作成）を元に、京都府庁地震業務継続マニュアルや、府地域防災計画等を加味して、災害時応急対応業務の項目を整理し、京都府版の応急対応業務の標準リストを整理する。（フロー図①）
 - ※ 都道府県と市町村の対応業務は、項目としては共通（詳細の業務手順は異なる）と想定され、上記ガイドラインを活用
- (2) 応急対応業務の標準リストを踏まえ、詳細な業務手順を記載して、標準的な業務マニュアルを作成する。（フロー図②）
- (3) 応急対応業務の標準マニュアルから、府災害対策本部の班構成や所管業務等、府独自の要素を加えて、府の応急対応業務マニュアルを作成する。（フロー図③）
- (4) 応急対応業務の標準マニュアルから、市町村業務の部分を抽出し、市町村の災害時応急対応業務に係る標準的なマニュアルを作成する。（フロー図④）
 - ※ 地震、水害に依らず、災害対応業務は基本的に同様と考えられる。また、応急対応業務を包括的に盛り込むため、大規模災害を想定して応急対応業務の標準リスト・マニュアルを作成する。
 - ※ 大阪府北部を震源とする地震及び平成30年7月豪雨に係る課題を検証した上で、標準化マニュアルに反映させる。（資料4参照）

<フロー図>



3 検討スケジュール (案)

- 平成 30 年度：優先度の高い業務について検討

【第 1 回委員会】 (7 月 31 日)

- ・標準リスト暫定版 (案)、標準マニュアルのイメージ等の検討

【第 2 回委員会】 (11~12 月頃)

- ・標準リスト (案)、標準マニュアル (案)、京都府応急対応業務マニュアル (案)、
京都府版市町村応急対応業務標準マニュアル (案) の検討

【第 3 回委員会】 (平成 31 年 3 月頃)

- ・標準リスト、標準マニュアル、京都府応急対応業務マニュアル、京都府版 市町
村応急対応業務標準マニュアル の作成

- 平成 31 年度以降：その他の業務についても、標準リスト・マニュアルを作成

※ 府と市町村共同での研修や訓練を通して、マニュアル等を点検・評価し、見直しを実施。

※ 実際に大雨等の際の対応が行われた際には、課題を検証し、随時、標準マニュアル等に反映。